

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて特定外来生物として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

- 1 入れない**
悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない**
飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない**
野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】
環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL：086-223-1561 FAX：086-224-2081

【制作】 エーエス環境研究所
【協力】 日本生態学会 外来種検討作業部会 部長 村上 興正



		1	2	3	表紙の写真 1 ブラウンアノール 2 キョクトウサソリ 3 ボタンツククリ 4 オウゴンオニタウガタ 5 カミツキガメ 6 ソウシチョウ
				6	

外 来

生 物 を

飼 う 前 に ・

育 て る 前 に








中国・四国版

気をつけよう！外来生物
守ろう！生物多様性



外来生物の野生化

現在、さまざまな外国産の生物がペットショップや園芸品店で売られています。

さまざまな生物を飼育したり、栽培することは興味深いことですが、一方でこのような生物が野外に捨てられたり、逃げたりして野生化し、さまざまな問題を起こしてきたのも事実です。

飼いはじめの前に、育て始める前に、きちんと管理ができるか、今一度考えてみませんか。

1 ブラウンアノール 2 キョクトウサソリ



野生化している生物、しそうな生物

これら以外にも様々な外来生物が野生化し、問題になっています。

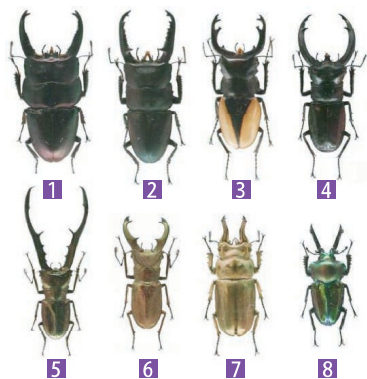
ミシシippアカミミガメ

亀すくいやペットショップ等でよく見るミドリガメ、正式には「ミシシippアカミミガメ」という北アメリカ原産の動物です。初めは小さくかわいらしいですが寿命は20年以上とされ、非常に長生きし、成長すると甲羅の長さが30cmほどにまで成長します。手に余って野外に捨てられることも多い動物です。生命力も繁殖力も強く、日本の各地で野生化しています。日本に昔からいたイシガメなどは、アカミミガメとの競争に負け、数が減っていく恐れがあります。



外国産のクワガタムシ

外国産のクワガタムシが、さまざまところで容易に入手できるようになりました。それにとってもなつて、外国産クワガタムシが日本国内の野外で発見される例も出てきています。外国産クワガタムシが野外に逃げ出すことで、日本に昔からいるクワガタムシを駆逐する恐れがあります。また、近縁な種では交雑する事例も知られており、野外で遺伝子汚染が生じる恐れがあります。



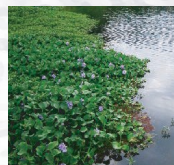
1 アルキデスヒラタクワガタ 5 メタリフェルホソアカクワガタ
2 バラワンオオヒラタクワガタ 6 クブレオニテンスホソアカクワガタ
3 クベラツヤクワガタ 7 オウゴンオニクワガタ
4 リノケロスフタマタクワガタ 8 ニジイロクワガタ

タイリクバラタナゴ

タイリクバラタナゴは、中国大陸からやってきた淡水魚で、熱帯魚店などで売られています。国内にはよく似た種で、ニッポンバラタナゴという日本固有種があります。タイリクバラタナゴが野外に放たれ、野生化した地域では、ニッポンバラタナゴとの交雑が進み、純粋なニッポンバラタナゴが激減しました。現在では近畿、四国、九州の一部に確認されているのみで絶滅の危機にあります。



ホテイアオイ



ホテイアオイは、南米原産の水生植物です。水に浮く構造を持っており、花もきれいなことから、園芸品店などでよく販売されています。川や池に捨てられたりしたものが増え、全国各地で野生化しています。あまりに多く増え、水面を埋め尽くすほどになった地域も多く、日光が水中に届かなくなったために、ほかの水生植物が衰退したり、水門や河口堰などに大量にたまり、水路や河川を管理する上での障害となるなど、問題が生じています。

問題が大きくなると...

野生化による問題が大きい種、例えば、カミツキガメやセアカゴケグモのように、人に直接危害を与える可能性があるものや、オオクチバス(ブラックバス)など、在来種を捕食して絶滅させるなど生態系へ大きな影響を与えたり、漁業被害をもたらす恐れのある生物は外来生物法により**特定外来生物**に指定され、飼育や栽培、売買や譲渡、野外に放すこと等が禁止されています。**違反すると、内容によっては非常に重い罰則**が課せられます。これらの生物については、各地で積極的に駆除が行われています。1 カミツキガメ 2 オオクチバス



外国産の生物を飼おうと思ったら...

野外に放たれば野生化し、さまざまな問題、被害を起こすかもしれない生物がたくさんいます。「自分だけなら」「ちょっとだけなら」と思うかもしれませんが、それが積み重なると、とんでもないことが起きるのです。生物を飼おう、育てようとする際には、責任をもって、成長・繁殖したあともきちんと管理ができるか、考えておかなければなりません。

また、**法律で禁止されている生物**を飼育しないように気を付けなければいけません。よく似た種類が売られたり、配られていたり、あるいは野外で採取されることもあるため、手に入れようとしている生物がどのような生物であるか、きちんと確認しましょう。

外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro>